

令和8年4月1日

令和8年度予算執行方針

副市長

令和8年度一般会計予算は、「市民が安心して暮らせる環境の充実」「魅力あるまちづくりの推進」の2つをテーマとし、特に「こども若者・子育て」「観光・まちづくり」「地域・交通」の3つの分野に重点を置き、“未来に向けて「選ばれるまち」”を目指した様々な施策を積極的に推進するため、前年度当初予算に比べて21億円増の過去最大となる 1,952億2千万円を計上した。

また、「健康・福祉」、「安全・安心」、「経済」、「スポーツ」、「農業」の各分野のほか、喫緊の課題である「物価高騰対策」「公共施設長寿命化」「行政DX」「脱炭素」の分野などについても、事業を着実に進めるために必要な経費を計上し、「選ばれるまち」を実現するための積極的な予算を編成している。

こうした本市の強みを活かした戦略的な投資により、まちの活力を高め、市政の変化を市民の皆様実感していただくとともに、税金の増加につなげるためにも、この予算に基づく事業の効果を速やかに発現させる必要がある。そのためには、従来の業務の進め方にとらわれず、計画や準備の前倒し、手続きの短縮化など、あらゆる工夫を凝らし事業の迅速な執行に向けて取り組むことが必要である。

一方で、社会保障関係経費や職員人件費等の義務的経費の増加、国スポ・全障スポ関連施設など大規模施設の整備やオリンピック施設を含めた公共施設の長寿命化に加え、物価高騰や賃上げの影響から事業費全体の増加が見込まれる。また、令和7年度以降の市債発行の増加に伴い、公債費負担も大きく増えていくことが見込まれることから、さらに厳しい財政運営が続くと考えられる。

そのため、これら取り巻く諸課題に的確に対応し、将来に向けた持続可能な財政運営を維持するとともに、戦略的な投資に充てる財源を十分確保していくためには、中長期的な見通しを立て、スクラップ・アンド・ビルドを前提とした事業の見直しや、今後の職員数の減少を見据え、業務の効率化を図る行政DXの推進等に取り組んでいくとともに、予算の執行過程においても、歳入・歳出全般にわたる検証・評価を繰り返し行い、これまで以上に自主財源及び特定財源等の歳入確保や不断の行政コストの削減に、全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

ついては、下記事項に留意のうえ、予算の執行過程の取組を着実にを行うとともに、予算の計画的、効果的かつ迅速な執行及び財源の積極的な確保に鋭意努めること。

記

1 基本方針

- (1) 事業成果を意識した予算の執行に努めること。なお、事業成果が希薄な場合は、躊躇なく事業の見直しを図ること。また、あらゆる創意工夫により、経費削減・収入増加に努めること。
- (2) 改善すべき点を先送りする「前例踏襲主義」から脱却するとともに、「使い切り型予算」の概念を払拭し、計画的・効率的な執行に努め、常にコスト意識を持つこと。
- (3) 地方行財政に関わる国及び県の制度の創設、見直しなど、行財政上必要となる情報の把握に努め、適時適切な対応を図ること。また、地方の実情に即した設計・制度運用となるよう、関係機関に対し積極的に働きかけること。
- (4) 新規事業については、時機を失しないよう早期執行に努め、その成果を翌年度以降の施策に反映できるように取り組むこと。なお、正当な理由なく令和9年度概算要求(8月)までに未着手の事業については、令和9年度以降の予算要求を認めない。
- (5) 施策や事業の推進に当たっては、地域住民や関係団体等によく周知し、理解と協力を得るべく、説明責任を十分に果たすこと。
- (6) 公共施設マネジメントの基本方針や個別施設計画等を踏まえ、公民連携推進局とも連携しながら、計画的な予防保全や将来を見据えた施設の再配置・統廃合など、コスト縮減に向けた取組を進めること。
- (7) 人口減少社会の進展、将来的な職員構成の変化や近年の人件費の大幅な上昇を踏まえ、長年にわたり見直されていない業務の執行体制や作業方法について、若手職員の意見も取り入れ、行政DXの積極的な推進などにより見直しを検討し、業務の効率化・省力化を図り、組織体制のスリム化に努めること。
- (8) 歳入・歳出ともに財政上多大な影響が見込まれる場合は、企画段階の早い時期に財政課をはじめ関係各課へ情報提供などの協議を行うこと。
- (9) 予算は、議会の議決を経て成立していることから、予算執行においても、議会への情報提供を十分に行うこと。
- (10) 特別会計及び企業会計は、独立採算制の原則に則り一般会計からの繰入金に頼ることなく、経営的視点を持って円滑な執行に努めること。

2 歳入

- (1) 国等の財源は受け身ではなく、要望活動など積極的な働きかけを行い、必要な支援を求めていくこと。国等の補助金や交付税措置のある有利な起債を最大限活用した事業を組み立て実施すること。

- (2) 市税をはじめとした自主財源については、収納率の向上と滞納額の抑制を図り、公平・公正な収入の確保を図ること。
- (3) 特定の市民が享受する行政サービスについては、受益者負担を原則とし、使用料等については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」において原則3年ごとに見直しを行うとされていることや管理運営コスト等が大幅に上昇していることなどを踏まえ、適切な負担額となっているか検証すること。その上で、コストに見合っていない使用料等となっている施設については、料金の見直しを行い、収支の改善を図ること。
- (4) ふるさと納税・企業版ふるさと納税、市有財産の活用による有料広告、未利用地の売却・貸付、ネーミングライツなど、新たな歳入確保に向けて部局横断的な視点を持ち、様々な機会を捉えて積極的に取り組むこと。
- (5) ネーミングライツについては、新施設はもとより、既存施設についても導入の可能性を検討し、可能性がある判断した施設については、期限を設けて募集を行うこと。
- (6) ふるさと納税による寄附金については、返礼品である市の特産品(特にフルーツ・そば等)を活かした積極的な展開及び拡充により、増収に取り組むこと。
- (7) 市債の発行は、原則として交付税措置のあるものとし、単なる資金手当を目的とした市債は、財源として活用しないこと。また、新たに創設された事業債については対象要件等の情報収集を図り、有利な起債を活用すること。
- (8) 過疎対策事業債は、令和8年度限りで経過措置が終了し、発行できなくなるため、継続性のある充当事業については、代替財源の確保や事業の見直しも含め、今後の方向性を検討すること。また、充当事業については、最大限の活用を図り、事業進捗に努めること。

3 歳 出

- (1) 配分した予算は、要求・容認された事業計画に対し配分したものであることから、設計・入札差金等は、原則として、その執行を認めない。
- (2) 事業の早期着手に努めるとともに、緊急な対応が必要となった場合は、速やかに財政課と協議すること。
- (3) 特定財源を伴う歳出は、交付決定等の収入見通しの確定後に執行すること。特定財源が確保できない場合は、原則として一般財源に振り替えての執行は行わないこと。
- (4) 事業の企画、設計等に当たっては、必要性、緊急性についてエビデンスを基に十分に精査するとともに、将来に過大な財政負担が生じることのないように配慮すること。
- (5) 各種計画策定業務は、職員の策定作業による能力活用やスキルアップを図るため、業務委託の範囲は専門的な分析や能力が必要な部分に限定すること。業務委託を行う場合であっても、見積価格の適正な水準について十分に検証の上、発注すること。

- (6) 時間外勤務については、働き方改革の観点からも積極的に抑制し、前年度実績を下回るよう努めること。
- (7) 光熱水費については、節電等の対策を徹底することにより、使用料の縮減に努めること。指定管理者制度による施設管理・運営を委託している場合においても、委託事業者に節電等の対策に努めるよう指導等を行うとともに、状況把握に努めること。
- (8) 個人及び団体・協議会、実行委員会への補助金は、目的と対象経費を常に検証し、補助の妥当性及び継続の必要性を検証すること。これまでの実績や効果などを検証した上で、補助金の効果を明らかにできないものは、躊躇なく廃止や終期設定への道筋を踏まえた執行とすること。
- (9) 予備費は、災害等の予期できない例外的な支出に充用するものであり、当初予算編成以後に生じた新たな支出は、原則として補正予算により対応すること。

4 その他の留意事項

- (1) 公契約等基本条例の基本理念や市の責務等を踏まえ、公正性、競争性及び透明性を確保するなど、適正に入札・契約事務を執行すること。併せて、年間を通じた工事の平準化及び適正な工期の確保の観点から、債務負担行為(0市債)を計画的に活用するとともに、速やかな繰越明許の手続きを行うこと。
- (2) 工事請負契約、委託契約等に当たっては、事業費の積算、契約内容や方法などを十分に精査し、事後における入札中止や安易な変更契約を生じさせないこと。
- (3) 指定管理施設については、本社経費を含め、適正な内容となっているか十分に精査しながら事業を進めること。また、指定管理者制度の適用施設の見直しに当たっては、検討や調整にある程度の時間を要することから、更新時期を見据えて早期に検討に着手すること。
- (4) 物価や労務費の上昇に伴い、市発注の契約についても適切な価格転嫁を行う必要があることから、契約の内容や指定管理施設における指定管理料の変更について、受注者から協議の申出があった場合、丁寧かつ適切に対応すること。また、スライド条項等の適用について、積極的に情報提供を行うとともに、契約後の状況に応じて契約変更の必要性を受注者に確認するよう努めること。なお、変更契約に際し予算が不足する場合には速やかに財政課と協議すること。
- (5) 特定目的基金の枯渇を理由として、一般財源へ振り替えて事業継続することは認めない。同等の事業継続をする場合は、概算要求前までに代替財源の確保を図ること。